

7 課税標準額等に関する調

区 分		特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)
決 定 価 格 (A)			275,344,781,550	92,576,242,116	158,154,278,363	24,614,261,071
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法 三 四 九 の 条 三 法 附 則 第 一 五 条	第9項 (日本放送協会)	42,357,060	31,032,934	10,763,119	561,007
		第10項 (日本原子力研究開発機構)	5,456,962	-	442	5,456,520
		第11項 (登録有形文化財等)	6,006,501	-	1,769,892	4,236,609
		第15項 (宇宙航空研究開発機構)	4,791,004	3,414,570	1,196,420	180,014
		第16項 (海洋研究開発機構)	13,297	-	5,597	7,700
			1,505,004	-	535,219	969,785
		第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	151,489	-	151,489	-
			1,202,824	800,850	401,974	-
		第19項 (水資源機構)	-	-	-	-
			63,867	-	63,867	-
		第20項 (特定地方交通線)	84,326	-	78,713	5,613
			1,539,275	22,443	1,405,284	111,548
		第22項 (科学技術振興機構)	188,212	168,192	-	20,020
		第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	-	-	-
			25,987	25,987	-	-
		第24項 (関西国際空港株式会社)	389,673	-	-	389,673
		第26項 (信用協同組合等)	109,379,772	42,083,071	63,441,843	3,854,858
		第29項 (中部国際空港)	97,438	-	97,438	-
		第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	19,524	-	19,524	-
		第32項 (自動車安全運転センター)	2,983	-	2,983	-
		第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	51,794	-	51,794	-
		第2項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	-	-	-	-
			-	-	-	-
		第9項 (特定路外駐車場)	-	-	-	-
		第12項 (心身障害者多数雇用事業所)	158,188	35,072	59,702	63,414
		第13項 (外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	377,271	362,463	14,808	-
			34,148	34,148	-	-
		第23項 (中核的卸売市場構築事業)	-	-	-	-
		第25項 (鉄道施設、軌道施設の貸付けを行う法人)	173,772	156,713	17,059	-
		第28項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	4,126	2,541	1,585	-
		第29項 (並行在来線の譲受資産)	536,512	-	328,925	207,587
		第33項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	666,270	131,280	531,369	3,621
		第36項 (特定用途港湾施設)	-	-	-	-
第37項 (一般廃棄物処理施設)	1,276,710	-	1,276,710	-		
第39項 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等)	7,743,065	3,177,311	4,468,086	97,668		
第40項 (都市利便施設)	13,395,958	13,334,797	56,504	4,657		
第42項 (成田国際空港株式会社)	378,864	-	378,864	-		
第43項 (国立大学の校舎)	73,621	-	73,621	-		
第44項 (特定重要港湾施設)	4,982	4,982	-	-		
第45項 (都市鉄道施設及び駅付帯設備)	93,980	-	93,980	-		
第47項 (特定外貿埠頭指定会社等)	709,615	696,111	-	13,504		
	-	-	-	-		
第49項 (郵便事業株式会社等)	249,857,351	92,216,738	136,537,121	21,103,492		
第50項 (日本電気計器検定所)	34,528	-	34,528	-		
第51項 (日本消防検定協会)	875,122	-	735,606	139,516		
第52項 (小型船舶検査機構)	34,000	-	34,000	-		
第53項 (軽自動車検査協会)	196,387	71,958	107,514	16,915		

区	分	特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 ら る 額	法 第 一 条 附 則 五	第54項 (鉄道再生事業)	-	-	-	-	
		第55項 (鉄道事業再構築事業)	-	-	-	-	
	法 第 一 条 附 則 五 第 二 項	第57項 (重要無形文化財の公演施設)	1/2	3,768	-	3,768	-
		第2項 (三島特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	15,327,776	4,231,601	10,149,327	946,848
	法 第 一 条 附 則 五 第 三 項	第1項 (三島等に係る承継特例)	3/5	3,776,645	1,714,357	1,904,199	158,089
		第1項 () 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	13,508,556	3,378,585	8,536,127	1,593,844
	法 第 一 条 附 則 五 第 三 項	第2項 (三島等に係る基盤整備事業)	-	925,092	618,277	306,815	-
		第2項 () 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	32,157	6,533	20,530	5,094
	法 第 一 条 附 則 五 第 三 項	第3項 (地下道等)	1/2	221,402	210,111	11,291	-
	法 第 一 条 附 則 五 第 三 項	第10項 (特定地方交通線)	1/4	90,784	-	8,849	81,935
	法 第 一 条 附 則 五 第 三 項	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
	法 第 一 条 附 則 五 第 三 項	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
	平 成 七 年 附 則 第 六 条	第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (日本電気計器検定所)	1/6	170,670	168,412	-	2,258
		第5項 (日本消防検定協会)	1/6	1,003,055	917,108	85,947	-
		第5項 (小型船舶検査機構)	1/6	-	-	-	-
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	190,907	79,796	111,111	-
		第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	763,007	152,978	554,405	55,624
	平 成 十 年 附 則 第 六 条	第5項 (都市基盤整備公団)	1/2	-	-	-	-
		第9項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	1,013,779	1,013,779	-	-
	平 成 十 年 附 則 第 六 条	第8項 (高圧ガス保安協会)	1/6	-	-	-	-
		第9項 (日本電気計器検定所)	1/3	434,462	138,516	295,946	-
	平 成 十 一 年 附 則 第 十 一 条	第9項 (日本消防検定協会)	1/3	-	-	-	-
		第9項 (小型船舶検査機構)	1/3	421,771	228,471	193,300	-
		第9項 (軽自動車検査協会)	1/3	1,746,302	625,756	1,028,550	91,996
		第11項 (高圧ガス保安協会)	1/3	-	-	-	-
		第15項 (農山漁村電気施設)	1/2	3,512	-	-	3,512
平 成 十 六 年 附 則 第 十 六 条	第14項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	5,605,767	5,442,827	162,453	487	
	第20項 (介護老人保健施設)	3/4	-	-	-	-	
	第23項 (国の機関との共同研究施設)	1/2	4,990,322	1,522,274	2,532,679	935,369	
	第26項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	11,461	-	-	11,461	
平 成 十 七 年 附 則 第 十 七 条	第9項 (中核的中央卸売市場構築事業)	1/2	932,939	-	932,939	-	
	第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	1,966,042	1,966,042	-	-	
平 成 十 七 年 附 則 第 十 七 条	第10項 (自動車安全運転センター)	1/6	-	-	-	-	
	第11項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	6,304,963	4,171,777	1,916,522	216,664	
	第14項 (特定路外駐車場)	5/6	533,216	525,635	7,581	-	
	第14項 (特定路外駐車場)	5/6	360,970	238,841	122,129	-	
平 成 十 八 年 附 則 第 十 三 条	第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	1,006	-	1,006	-	
	第15項 (特定路外駐車場)	2/3	6,997	-	6,509	488	
	第15項 (特定路外駐車場)	7/8	78,780	-	78,780	-	
	第17項 (介護老人保健施設)	7/8	10,269,437	4,147,731	5,206,793	914,913	
	第18項 (外貿埠頭公社が平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産)	1/2	230,609	230,609	-	-	
	第25項 (中核的中央卸売市場構築事業)	1/5	862,993	740,560	96,777	25,656	
	第27項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	1/2	102,770	102,339	431	-	
平 成 十 八 年 附 則 第 十 三 条	第27項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	2/3	653,875	653,875	-	-	

		全国計		大都市計		都市計		町村計	
区	分	特 例 率	法定免税点以上 のもの(千円)		法定免税点以上 のもの(千円)		法定免税点以上 のもの(千円)		
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	平 成 十 九 年 附 則 第 六 条	第2項 (高圧ガス保安協会)	1/2	-	-	-	-	-	
		第3項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	14,867,770	2,671,232	7,463,323	4,733,215		
		第4項 (特定自転車駐車場)	5/6	797,891	-	797,891	-		
		第5項 (特定路外駐車場)	2/3	-	-	-	-		
		第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	7/8	224,371	-	224,371	-		
		第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	1/2	-	-	-	-		
	平 成 十 九 年 附 則 第 八 条	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	3/4	-	-	-	-		
		第2項 (特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	1/2	6,426	-	6,426	-		
	平 成 二 十 年 附 則 第 二 十 条	第3項 (特定信用協同組合等が平成19年1月2日から平成22年1月1日までに取得した資産)	56/100	119,379,910	18,120,639	88,189,612	13,069,659		
		第4項 (日本電気計器検定所)	56/100	10,084,207	4,054,896	5,619,064	410,247		
		第4項 (日本消防検定協会)	1/2	119,656	118,151	-	1,505		
		第4項 (小型船舶検査機構)	1/2	-	-	-	-		
		第4項 (軽自動車検査協会)	1/2	692	-	692	-		
		第12項 (外資埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産)	1/2	325,017	2,209	278,859	43,949		
	平 成 二 十 二 年 附 則 第 八 条	第17項 (中核的卸売市場構築事業)	1/2	45,123	24,770	20,353	-		
		第4項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	183,312	-	149,339	33,973		
		第10項 (地下駅火災対策施設)	1/2	19,838,239	4,442,728	11,917,456	3,478,055		
		第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	5/6	-	-	-	-		
	計		(B)	688,369,868	250,433,576	373,677,730	64,258,562		
	課 税 標 準 額 (A) - (B)			274,656,411,682	92,325,808,540	157,780,600,633	24,550,002,509		

- 課税標準額等 -